

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改	正	後
(傍線部分は改正部分)		
(法第三十条に関する事項) 第十八条 (略) 2 (略) 3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イゝハ (略) 二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。） へり (略)		
(法第三十条に関する事項) 第十八条 (略) 2 (略) 3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イゝハ (略) (新設) 二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書 (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。） ホゝチ (略)		
改	正	前

- 又 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ル（略）
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ（略）
- ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ハ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- （1）当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- （2）当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）
- 二 前号トからワまでに掲げる書類
- （略）
- 四 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第三項第一号イからハまで及びホ（住民票の写し及び履歴書に係る部分に限る。）に掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びハ（住民票の写し及び履歴書に係る部分に限る。）に掲げる書類を添付することを要しない。
- 六 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行つている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第三項第一号又に掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号二の書類のうち履歴書を添付することを要しない。
- 七 法第三十三条の三第一項の規定による届出をした法人が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、第三項第一号イ、ロ及びチからワまでに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る法第三十三条の三第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。
- リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）
- ス（略）
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ（略）
- （新設）
- ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- （1）当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
- （2）当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）
- ハ 前号へからワまでに掲げる書類
- （略）
- 四 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第三項第一号イから二までに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。
- 六 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行つている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。
- 七 法第三十三条の三第一項の規定による届出をした法人が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、第三項第一号イ、ロ及びトからワまでに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る法第三十三条の三第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

8 労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第三項第一号イからトまでに掲げる書類
二 申請者が個人である場合 第三項第二号イからハまで及び二（同項第一号トに係る部分に限る。）に掲げる書類

9～11 (略)

(法第三十二条に関する事項)

第十九条 法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により有料の職業紹介事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる書類（同号イ、ロ及びホに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）
二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ト及びヌ並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類（同号ハに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

5 派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからトまでに掲げる書類
二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号ロ、ハ及び二（同項第一号トに係る部分に限る。）に掲げる書類

6・7 (略)

8 労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第三項第一号イからヘまでに掲げる書類
二 申請者が個人である場合 第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

9～11 (略)

第十九条 削除

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ及びリ（受講証明書に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる書類（同号イ、ロ及びニに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）
二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ヘ及びリ並びに同項第二号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

5 派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからヘまでに掲げる書類
二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

6・7 (略)

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、同号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

4 (略)

5 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号二の書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

6 派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イからトまでに掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

7 (略)

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四条の六 (略)

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。

二 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号ト、チ、リ及びヌに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

4 (略)

5 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

6 派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イ、ロ及びハ(同項第一号ヘに係る部分に限る。)に掲げる書類

7 (略)

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四条の六 (略)

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第四項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る法第三十二条の七第一項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第十八条第四項		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
第十九条	法第三十二条第三号		法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三号	
	有料の職業紹介事業	無料の職業紹介事業		
(略)	(略)		(略)	
	第二十三条第三項		(略)	
	第十八条第三項第一号チからルまで		第二十五条の三第三項第二号から第五号まで	
	(略)			
(略)	同号又	同項第四号		
第二十三条第五項	(略)			
	法人にあつては第十八条第三項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号二の書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書		
3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。				
一 三 (略)				
四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）				
五 七 (略)				
4・5 (略)				

(略)	第十八条第四項		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
(新設)				
(略)	第二十三条第三項		(略)	
	第十八条第三項第一号ト、チ、リ及び又	第二十五条の三第三項第二号から第五号まで		
(略)	第十八条第三項第一号リ	第二十五条の三第三項第四号		
第二十三条第五項	(略)			
	法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書		
3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。				
一 三 (略)				
四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書				
五 七 (略)				
4・5 (略)				

様式第 1 号 (第 2 面)

様式第 1 号 (第 2 面) を次のように改める。

⑧ 兼業 の 種 類 ・ 内 容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

⑫取次機関

(ふりがな) イ 名 称	
(ふりがな) ロ 住 所	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第 32 条各号(第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第 1 号の 2 (第 2 面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日
6 構成員の範囲等	
7 取次機関	
(ふりがな) イ 名 称	
(ふりがな) ロ 住 所	
ハ 事業内容	
8 備 考	

様式第一号の二(第二面)を次のように改める。

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第 6 号 (第 2 面)

様式第六号 (第二面) を次のように改める。

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変 更 (廃 止) 年 月 日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)
第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
目次			目次		
第一章〜第三章 (略)			第一章〜第三章 (略)		
第四章 管理			第四章 管理		
第一節 (略)			第一節 (略)		
第二節 役員(第五十七条の二―第六十五条)			第二節 役員(第五十八条―第六十五条)		
第三節〜第十節 (略)			第三節〜第十節 (略)		
第五章〜第十章 (略)			第五章〜第十章 (略)		
附則			附則		
(役員となることができない者)			(新設)		
第五十七条の二 法第二十九条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。					

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第三条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
第六条の二 法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
第六条の二 (略)			第六条の二 (略)		
第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。			第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。		
第六条の三十四 保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。			第六条の三十四 保育士が次のいずれかに該当するに至つた場合は、当該保育士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合			一 死亡し、又は失踪の宣言を受けた場合		
戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者					
二 法第十八条の五第一号に該当するに至つた場合			二 法第十八条の五各号(第四号を除く。次条において同じ。)のいずれかに該当するに至つた場合		
当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人			(新設)		
三 法第十八条の五第二号、第三号又は第五号に該当するに至つた場合					
当該保育士又は法定代理人					

附 則			附 則		
第五十五条 第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。			第五十五条 第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。		
第一号様式中「第六条の二第二項第三号」を「第六条の二の二第一項第三号」に改める。 第五号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により保佐士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 （旅館業法施行規則の一部改正）			第一号様式中「第六条の二第二項第三号」を「第六条の二の二第一項第三号」に改める。 第五号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により保佐士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 （旅館業法施行規則の一部改正）		
四条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。			（傍線部分は改正部分）		
改	正	後	改	正	前
第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			（新設）		
第四条 旅館業を営む者は、第一条、第二条及び前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。			第四条 旅館業を営む者は、前三条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。		
（医療法施行規則の一部改正）			（傍線部分は改正部分）		
五条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。					
改	正	後	改	正	前
目次 第一章～第四章の三 （略） 第五章 医療法人 第一節・第二節 （略） 第三節 機関 第一款 （略） 第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の三の五・第三十一条の四の二） 第三款 役員等（第三十一条の四の三―第三十二条の四） 第四節～第九節 （略） 第六章・第七章 （略） 附則 （法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者）			目次 第一章～第四章の三 （略） 第五章 医療法人 第一節・第二節 （略） 第三節 機関 第一款 （略） 第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の四・第三十一条の四の二） 第三款 役員等（第三十一条の五―第三十二条の四） 第四節～第九節 （略） 第六章・第七章 （略） 附則 （新設） （新設） （新設）		
第三十一条の四の三 第三十一条の三の五の規定は、医療法人の役員について準用する。この場合において、同条中「第四十六条の四第二項第二号」とあるのは「第四十六条の五第五項において準用する法第四十六条の四第二項第二号」と、「評議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。					

(生活保護法施行規則の一部改正)

第六条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する

改正後

(変更等の届出)

第十四条 (略)

2
(略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第二項、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七条第一項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七条第一項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の六第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第二項若しくは第一百五十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）第九条第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

改正前

(変更等の届)

第十四条
(略)

2
(略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第二項、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百条、第一百零二条、第一百三十三条第三項、第一百四十一条、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の六第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）第九条第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する

改正後

第十三条の三の二

第十三条の三の二 法第三十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

改正前

(新設)

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第八条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する

改正後

(職務を適正に執行することができない者)

第二條の六の二 法第四十條第一項第二号（法第四十四條第一項、第四十六條の六第六項及び第一百十五條第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

改正前

(新設)

(水道法施行規則の一部改正)
第九條 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(指定の申請) 第十八条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二十五条の三第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 (略) 3 (略) (厚生労働省令で定める者) 第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (変更の届出) 第三十四条 (略) 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書 様式第二中「ハ」を「ロ」に改める。 (社会保険労務士法施行規則の一部改正) 第十条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。			(指定の申請) 第十八条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 (略) 3 (略) (新設) (変更の届出) 第三十四条 (略) 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書 (新設) 第十二条の三の二 社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。 2 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。		
改 正 後			改 正 前		
(登録の取消しに関する届出) 第十二条の三の二 社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。 2 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。			(新設)		

(傍線部分は改正部分)

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)
第十一条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(法第二十八条第五項第一号の厚生労働省令で定める者)			(新設)		
第四十二条の二 法第二十八条第五項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (都道府県知事への届出)			(新設)		
第四十二条の三 職業訓練指導員免許を受けた者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該職業訓練指導員免許を受けた者が精神の機能の障害を有する状態となり職業訓練指導員の業務の継続が著しく困難となつたときは、都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 (キャリアコンサルタントの登録)			(新設)		
第四十八条の十六 (略)			第四十八条の十六 (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
4 法第三十条の十九第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
様式第八号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 様式第十一号中「2 成年被後見人又は被保佐人に該当(する・しない)」を削ぎ、「3 禁錮以上の刑に処せられたことの有無」や「2 禁錮以上の刑に処せられたことの有無」及び「4」や「3」及び「5」を「4」及び「6」を「6」に改める。 様式第十二号の七及び様式第十二号の八中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 (労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正)			(新設)		
第十二条 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。			(新設)		
改 正 後			改 正 前		
(登録を受けることができない者)			(新設)		
第十七条の二 法第八十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(業務廃止等の報告)		
(報告)			(新設)		
第十九条 コンサルタント又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該コンサルタントが精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受けコンサルタントの業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。			(新設)		

(傍線部分は改正部分)

2 コンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第八十四条第二項第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、当該コンサルタント、その相続人又は法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。 (指定登録機関が登録業務を行う場合における規定の適用) 第二十條の三 法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同条第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行う場合における第十七条、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条及び前条の規定の適用については、第十七条、第十八条、第十八条の二及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十七条第三項中「当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「当該申請者に通知するものとする。この場合において、指定登録機関は、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。」と、第十八条の三第一項中「登録事項変更等申請書又は登録証再交付申請書に二千二百円に相当する額の収入印紙をはつて」とあるのは「法第八十五条の三において読み替えて準用する法第七十五条の六第一項に規定する規程で定めるところにより」と、第十九条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同項第二号又は第三号に該当するに至つたときにあつては厚生労働大臣」とする。			様式第三号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により労働安全コンサルタントの業務を適正に行うに必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び「禁錮」を「禁錮」に改める。 (作業環境測定法施行規則の一部改正) 第十三条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第20号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。		
改正後			改正前		
(欠格条項) 第五條の十五 法第六條第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (報告) 第十二條 作業環境測定士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該作業環境測定士が精神の機能の障害を有する状態となり作業環境測定士の業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 2 作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第六條第三号に該当するに至つたときは、当該作業環境測定士、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。			(新設) (業務廃止等の報告) 第十二條 (新設) 作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第六條第一号若しくは第三号のいずれかに該当するに至つたときは、当該作業環境測定士、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。		

(傍線部分は改正部分)

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用) 第十三条の二 (略) 2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第三号に該当するに至つたときにあつては当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とする。 (帳簿の作成と保存) 第五十一条の八 指定登録機関は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 一・二 (略) 三 各月における第十二条第二項の報告(作業環境測定士がその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。)及び前条の報告の件数 四 (略)	
(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用) 第十三条の二 (略) 2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第十二条の規定の適用については、同条中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたときにあつては当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とする。 (帳簿の作成と保存) 第五十一条の八 指定登録機関は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 一・二 (略) 三 各月における第十二条の報告(作業環境測定士がその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。)及び前条の報告の件数 四 (略)	
様式第一号中「成年後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正) 第十四条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。	
改 正 後	
(法第十二条に関する事項) 第九条 (略) 2 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・六 (略) 七 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人。次号及び第九号において同じ。)の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限り。とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。)及び履歴書 八 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) 九 役員が未成年の場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)	
改 正 前	
(法第十二条に関する事項) 第九条 (略) 2 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・六 (略) 七 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人)の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限り。とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。)及び履歴書 (新設) 八 役員が未成年の場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書	

(傍線部分は改正部分)

口 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この口において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

十| (略)

3 37 (略)

(法第十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第九条の二 法第十三条第四号口の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第十三条第四号ハの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(認定団体に係る変更の届出)

第十二条 認定団体は、第九条第二項第二号、第五号又は第七号から第九号までのいずれかに掲げる書類の内容に変更があつたときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(法第十八条に関する事項)

第十三条 (略)

2 (略)

3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

五 (略)

4 (略)

(法第二十三条に関する事項)

第十六条 (略)

2 (略)

口 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

九| (略)

3 37 (略)

(新設)

(認定団体に係る変更の届出)

第十二条 認定団体は、第九条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(法第十八条に関する事項)

第十三条 (略)

2 (略)

3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）

五 (略)

4 (略)

(法第二十三条に関する事項)

第十六条 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号、第八号及び第九号並びに第十三条第三項第一号及び第四号（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類（第九条第二項第一号及び第九号に掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）とする。

4・5 （略）

（法第三十一条に関する事項）
第二十条 （略）

2 法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イゝハ （略）

二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ホ 役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ヘゝチ （略）

リ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該雇用管理責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該雇用管理責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ロイ （略）

ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号及び第八号並びに第十三条第三項第一号及び第四号（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類（第九条第二項第一号及び第八号に掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）とする。

4・5 （略）

（法第三十一条に関する事項）
第二十条 （略）

2 法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イゝハ （略）

二 役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ホゝト （略）

チ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ロイ （略）

ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

二 前号へ、チ及びリに掲げる書類

3 (略)

(法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者)

第二十条の二 法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(法第三十六条に関する事項)

第二十二条 (略)

2 法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号イ、ロ、ニからチまで及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号へ、チ及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）並びに同項第二号ロに掲げる書類

3・4 (略)

(法第三十七条に関する事項)

第二十三条 (略)

2 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあっては当該新設する事業所に係る第二十条第二項第一号へ、チ及びリに、個人にあっては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあっては同項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び添付することを要しない。

3 (略)

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号ホ、ト及びチに掲げる書類

3 (略)

(新設)

(法第三十六条に関する事項)

第二十二条 (略)

2 法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号イ、ロ、ニからトまで及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号ホ、ト及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類

3・4 (略)

(法第三十七条に関する事項)

第二十三条 (略)

2 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあっては当該新設する事業所に係る第二十条第二項第一号ホ、ト及びチに、個人にあっては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあっては第二十条第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあっては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第三十一条第二項第四号に掲げる事項のうち雇用管理責任者の氏名に変更があった場合において、当該送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該変更に係る事業所の変更後の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5 (略)

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十七条 (略)

2 建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）」と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十七条第一項及び第三項中「法第二十六条第一項各号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条各号」と、労働者派遣法施行規則第二十八条第二号中「法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第四号、第五号又は第九号」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第三十条第一項中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第三十四条及び第三十五条において「労働者派遣法」という。）第三十七条第一項に規定する派遣元管理台帳をいう。次項及び第三十二条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十二条中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十四条中「による派遣先責任者」とあるのは「による受入責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。以下この条及び第三十六条第五号において同じ。）」と、同条第一号及び第三号並びに労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「派遣先責任者」とあるのは「受入責任者」と、労働者派遣法施行規則第三十五条第一項中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳（労働者派遣法第四十二条第一項に規定する派遣先管理台帳をいう。次項及び第三十七条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十七条中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とする。

3・4 (略)

4 法第三十一条第二項第四号に掲げる事項のうち雇用管理責任者の氏名に変更があった場合において、当該送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該変更に係る事業所の変更後の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5 (略)

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十七条 (略)

2 建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）」と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十七条第一項及び第三項中「法第二十六条第一項各号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条各号」と、労働者派遣法施行規則第二十八条第二号中「法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第四号、第五号又は第九号」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第三十条第一項中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第三十四条及び第三十五条において「労働者派遣法」という。）第三十七条第一項に規定する派遣元管理台帳をいう。次項及び第三十二条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十二条中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十四条中「による派遣先責任者」とあるのは「による受入責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。以下この条及び第三十六条第五号において同じ。）」と、同条第一号及び第三号並びに労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「派遣先責任者」とあるのは「受入責任者」と、労働者派遣法施行規則第三十五条第一項中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳（労働者派遣法第四十二条第一項に規定する派遣先管理台帳をいう。次項及び第三十七条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十七条中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とする。

3・4 (略)